

市川市自転車等駐車場（駐輪場）運営事業

サウンディング調査 実施要領

1. サウンディング調査について

サウンディング調査は、事業発案段階や事業化段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、直接の対話により民間事業者の意見や新たな提案の把握を行うことで、対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的とした手法です。また、対象事業の検討段階で広く対外的に情報提供することにより、当該事業への民間事業者の参入意欲の向上を期待するものです。

2. 調査の背景及び目的

市川市ではこれまで、市営の自転車等駐車場（以下「駐輪場」という）の設置について市有地の活用だけでなく、国有地や民有地についても賃貸借契約などで用地の確保をしつつ、効率的なサービス提供を目指して取り組んでまいりました。

駐輪場は定期使用と1回使用、時間使用といった利用形態により通勤や通学・買い物等の手段として利用されております。

現在、駐輪場利用形態の再編や経営手法の見直しが課題の一つとなっております。駐輪場運営に関しては市場性のある事業ということから、民間事業者のノウハウや創意工夫等を活用することで、サービスや業務効率の向上、地域の活性化等に寄与することができるのではないかと考えております。

市としては、近年の多様化するニーズに応え、駐輪場の利便性向上を図るため、民間活用の導入を検討していることから、サウンディング調査を実施し、アイデアを広く募集することといたしました。

3. 調査対象市営駐輪場の概要

名称	市有地の市営駐輪場（12箇所）
所在地	市川市市川1丁目1825番14（市川地下駐輪場）外11箇所 ※資料1参照
位置図	※資料2参照
調査区域	各当該駐輪場
駐輪場写真	※資料3参照
敷地・延べ面積	※資料1参照
整備想定施設と 整備時期	大野地区と南行徳地区 先行検討地区予定 ※上記以外の地区 次期検討地区予定

4. 駐輪場民営事業化に求める仕様等

求める 機能・仕様	<p><用途></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市有地を借受した民営事業方式による公共用自転車等駐車場 <p><整備台数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行収容台数以上（利用車種区分は現行可能なかぎり維持） <p><利用契約形態></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車及び原付等ともに一時利用枠を前提とする。 <p><サービス水準></p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュレス決済の導入、こども乗せ自転車用の駐輪スペースを確保するなど、駐輪場利用者にとって利便性が高い駐輪場とすること。 <p><料金設定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数の者が公平に利用できる料金体系とすること。 ・使用料金の設定については、付近の市営を含む駐輪場の料金に比して、著しく均衡を失しないものとする。 ・短時間利用の料金プランなど特別なサービス等に応じて料金帯に差をつけることは可能とする。 <p><参考>市営駐輪場案内図、料金表、駐輪場コード（URL参照） https://www.city.ichikawa.lg.jp/roa01/20180401.html</p>
--------------	--

5. サウンディング調査項目

主に以下の点についてご意見をお聞きしたいと考えております。資料を参考に、可能な範囲内でご提案ください。具体的で実現性の高いアイデアのご提案をお願いします。

なお、提案内容は、携わる業務についてのみで結構です。

(1)想定事業の実現性について

- ・ 民営事業における駐輪場施設の設置、維持管理、運営の実現性について

(2)事業参画にあたっての課題や市への要望事項等

- ・ 事業参画にあたっての課題
- ・ 事業参画にあたって必要となる施設等
- ・ 事業参画にあたって必要となる条件等

(3)事業計画等について

(4)駐輪場の費用対効果を踏まえ、利用者数を増やし、価値を高める取組みについて

- ・ 利用者数向上のための取組みについて
- ・ 各駐輪場の利用者数の目標設定について
- ・ 駐輪場の利便性・安全性・魅力向上につながるアイデアについて（実現可能性のあるもの）
- ・ 負担可能な土地賃料について

6. サウンディング調査のスケジュール

項目	日程・期間
実施要領の公表・配布	5月16日（火）から6月7日（水）
質問受付	5月16日（火）から5月23日（火）
質問の回答（予定）	5月30日（火）
サウンディング調査（対話）の参加申込、	5月16日（火）から6月7日（水）
提案書の受付（任意提出）	提出する場合は調査の2日前まで
サウンディング調査の実施	6月13日（火）から6月27日（火）
実施結果の報告	7月以降

7. 調査対象者

当サウンディング調査に参加することができる事業者は、自らが主体的に事業を実施する意向のある民間事業者(NPO 法人その他団体を含む。)又はそのグループとします。

ただし、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者を除きます。

- (1) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は当サウンディング調査の実施日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者
- (2) 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がなされていない者
- (3) 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がなされていない者
- (4) 当実施要領の公表日から当サウンディング調査の実施日までの間において、市川市から競争参加資格停止又は競争参加資格除外の措置を受けている者
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、当該状態が継続している者
- (6) 市税を滞納している者
- (7) 市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準(昭和50年12月13日施行)別表第1及び別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実の発生が判明し、当該事実により適正なサウンディング調査の実施が困難となるおそれがあると認められる者。

8. サウンディング調査の流れ

(1)市川市公式 Web サイトへの掲載などでサウンディング調査の実施を公表します。

(2)現地見学会は行いません。

※各駐輪場の開所時間を確認していただき、管理者や利用者への迷惑行為を避けて節度ある形での見学を各事業者様で必要に応じて行ってください。(任意)

(3)サウンディング調査に関する質問

「様式1 質問書」に質問事項があれば記入し、電子メールにて受付けます。
回答は、市公式 Web サイトにまとめて掲載します。

なお、質問者名は非公開とします。

メールアドレス：kotsukeikaku@city.ichikawa.lg.jp

メール件名 【質問】市営駐輪場サウンディング調査 団体（事業者）名

(4)サウンディング調査の申し込み

「様式2 エントリーシート」に必要事項を記入し、電子メールで提出してください。

メールアドレス：kotsukeikaku@city.ichikawa.lg.jp

メール件名 【申込】市営駐輪場サウンディング調査 団体（事業者）名

(5)提案書の提出

提案書の提出は任意とします。様式は定めません。提出する場合は、サウンディング調査の2日前までにメールにてお送りください。

(6)サウンディング調査の実施

提出されたエントリーシート等を確認した後、提案者との個別対話を以下のとおり行います。対話は最大60分程度を予定しております。対話参加者は1提案者あたり3名までとします。

- ・開催期間 6月13日（火）から6月27日（火）
- ・場所 市川市役所第2庁舎 会議室（予定）

(7)事後ヒアリングの実施

サウンディング調査の調査実施内容を踏まえ、必要に応じて提案者との対話を改めて行う場合があります。具体的な場所、日程については、別途ご連絡いたします。

(8)サウンディング調査実施結果の公表

当サウンディング調査の実施結果について、参加団体（事業者）名を伏せた上で7月以降に市公式 Web サイト上で公表します。提出資料は非公開とし、公表にあたっては参加事業者のアイデア及びノウハウの保護等のため、事前に当該参加者に表現内容の確認を行います。

9. その他留意事項

- ・当サウンディング調査への参加に要する費用（書類作成、対話への参加費用等）については、参加者の負担とします。
- ・提出していただいた資料は返却いたしません。
- ・予定貸付期間は10年程度（契約内容により変動の可能性あり、更新の可能性あり）
- ・本調査は、駐輪場運営事業者を決定するものではありません。
- ・本調査への参加実績が事業者の公募の際に優位性を持つものではありません。
- ・参加事業者の名称は非公表とし、ヒアリングは提案内容保護のため事業者毎に非公開で個別に行います。
- ・サウンディングに関する資料は市川市公文書公開条例（平成9年条例第2号）に基づく公文書の公開請求の対象となる場合があります。市が必要と認める場合は、参加事業者の名称は非公開としますが、事前に提案者に確認の上、全部または一部を公開することがあります。
- ・本要領に関係のない提案など、明らかに本調査の趣旨から外れた提案があった場合は、当該事業者または団体について対話を実施しない場合があります。

10. 問い合わせ先

〒272-8501

千葉県市川市南八幡2-20-2 市川市役所第2庁舎

市川市道路交通部交通計画課 駐輪・駐車施設担当

電話番号 047-712-6342 Fax 047-712-6343 担当：野崎・前西原

メールアドレス：kotsukeikaku@city.ichikawa.lg.jp